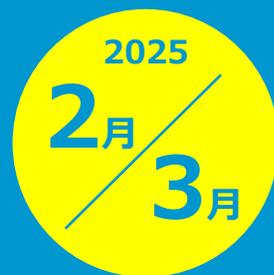


# 第二回製品安全4法改正 ブロック別説明会



2025年12月25日より、  
3歳未満向け玩具が規制対象となります。

規制対象となる  
具体的な製品について  
説明します！



各経産局管内の関係事業者の方向け

1

3歳未満向け玩具又は乳幼児用ベッド  
の製造・輸入・販売事業を行っている方



2

オンラインモールに製品を出品している方（海外事業者含む）、  
オンラインモールを運営している方

3

海外事業者の日本国内責任者（国内管理人）の業務に関心のある方（行政書士、  
司法書士、税理士、弁理士、弁護士、物流事業者、コンサルタント等）

4

PSマーク対象製品の製造・輸入・販売事業を行っている方



2025年 **2/26 (水)** ~ **3/12 (水)**

オンライン配信

当日はMicrosoft社のTeamsによるオンライン配信を行います。

※通信料はご参加者様のご負担となります。 ※講演の撮影、録音や録画はご遠慮ください。

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

TEL 03-3501-1511 (内線 4301) 担当 佐藤 (貴) / 加藤 / 猪股



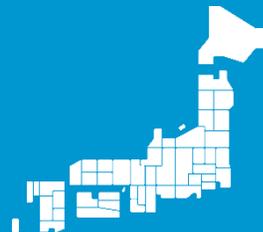
製品安全ガイド

検索

[meti.go.jp/product\\_safety/index.html](https://meti.go.jp/product_safety/index.html)

▶▶ 参加申込の詳細は裏面へ ▶▶

# 2025年2月・3月オンライン開催 開催日程および応募方法



## PROGRAM

### 改正製品安全4法による、新たな規制の対象者、 対象製品等の具体的な内容について

**講師** 経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課（担当者）

2024年6月に成立・公布され、2025年12月25日に施行（運用開始）予定の「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律」に関して、改正概要と関係事業者に留意いただく点をお伝えします。



前回説明会の資料 [https://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/pdf/2024Oct\\_block\\_setumei.pdf](https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2024Oct_block_setumei.pdf)

- 説明会中は質疑応答の時間があります。ご不明点があればご質問ください。
- 事前申込の上、所在する地域の説明会にご参加ください。予定が合わない場合は他地域も可能です。
- 参加申込は下記の二次元コードまたは各経産局の開催日程下部のボタンからアクセスし、注意事項をよくお読みの上、必要事項を登録してください。

#### 北海道経済産業局

3/4 (火)

13:30~15:00



申込は 2/27 (木) まで ▶

#### 東北経済産業局

2/26 (水)

14:00~15:30



申込は 2/20 (木) まで ▶

#### 関東経済産業局

3/7 (金)

13:30~15:00



申込は 3/4 (火) まで ▶

#### 中部経済産業局

3/10 (月)

14:00~15:30



申込は 3/5 (水) まで ▶

#### 近畿経済産業局

2/28 (金)

14:00~15:30



申込は 2/25 (火) まで ▶

#### 中国経済産業局

3/12 (水)

14:00~15:30



申込は 3/7 (金) まで ▶

#### 四国経済産業局

2/27 (木)

13:30~15:00



申込は 2/21 (金) まで ▶

#### 九州経済産業局

3/3 (月)

14:00~15:30



申込は 2/26 (水) まで ▶

#### 内閣府 沖縄経済産業部

3/5 (水)

14:00~15:30



申込は 2/28 (金) まで ▶